定住促進住宅取得促進補助金制度

1 制度について

喜茂別町では移住・定住促進の施策として、新築住宅や中古住宅の取得に対しての支援を行います。

2 対象者について

補助を受けるために、以下の全てに該当する必要があります。

- ① 補助を受けた住宅に5年以上居住すること。
- ② 3親等以内の親族から購入した土地・建物でないこと。
- ③ 世帯全員に町税等の滞納がないこと。

3 補助額について

※設計料その他住宅取得のための諸経費等は補助算定対象外です

・一般移住者: 150万円・子育て移住者: 200万円

一般者: 100万円

(町内建設業者で住宅を建てた場合には、さらに50万円上乗せされます。)



移住者とは

平成30年4月1日以後に 喜茂別町に転入し住民登録 しる方であって、当該住民 登録をした日以前5年まで の間に喜茂別町に住民登録 されていない方

子育て者とは

平成31年3月31日において18歳以下の方を養育 している方

□中古住宅…(建物購入費+土地取得費)×20%以内で下記の上限額が設定されています。 ※住宅取得のための諸経費等は補助算定対象外です

一般移住者: 75万円子育て移住者: 100万円

一般者: 50万円

中古住宅取得後には、喜茂別町住宅リフォーム補助

制度も併せて利用することができます。

※ 補助金は、一時所得となり課税対象になる場合がありますので、確定申告をお願します。

4 補助金の申込みについて

補助の申込みには、新築住宅の着工前、中古住宅の契約前までに下記の書類を提出する必要があります。

- ① 認定申請書(様式第1号【新築】または様式第2号【中古】)
- ② 新築住宅建設予定位置図または中古住宅取得予定位置図
- ③ 定住誓約書(別紙1)
- ④ 調査同意書(別紙2)

なお、上記以外にも補助制度の基準がありますので、下記にお問合せください。

喜茂別町役場建設課管理係 電話 33-2211 IP 電話 33-5017